高 負 荷 率 型 電 灯

（ 選 択 約 款 ）

平成28年４月１日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

高 負 荷 率 型 電 灯
目 次

Ⅰ 本 則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1 適 用 範 囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 選択約款の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

3 供給電気方式，供給電圧および周波数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

4 契 約 容 量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

5 季節区分および時間帯区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

6 料 金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

7 使用電力量の計量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

8 契 約 期 間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

9 そ の 他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

Ⅱ 実 施 細 目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

1 契 約 容 量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

2 夜間蓄熱型機器にかかわる取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3 使用電力量の計量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4 そ の 他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

附 則 ・・ 9

別 表 ・・ 10

Ⅰ　本　　　則

1　適　用　範　囲

電気供給約款（平成28年１月22日届出。以下「供給約款」といいます。なお，当社が供給約款を変更した場合には，変更後の約款によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し，この選択約款実施の際現に変更前の選択約款の高負荷率型電灯（平成28年１月22日届出。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2　選択約款の変更

⑴　当社は，契約期間中であっても，この選択約款を変更することがあります。この場合には，お客さまとの電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

⑵　お客さまは，⑴に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は，契約期間中であってもこの選択約款による契約を将来に向かって解約することができます。

3　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

4　契　約　容　量

契約容量は，原則として供給約款の従量電灯Ｃに準じて定めます。

5　季節区分および時間帯区分

⑴　季節区分は，次のとおりといたします。

イ　夏　　　　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

ロ　そ　の　他　季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

⑵　時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼　間　時　間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜　間　時　間

毎日午前０時から午前８時までおよび午後10時から翌日の午前０時までの時間をいいます。

6　料　　　　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

⑴　基　本　料　金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	１０，８００円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	１，０８０円００銭

(2)　電 力 量 料 金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ　昼　間　時　間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２５円１５銭	２２円５０銭

ロ　夜　間　時　間

１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	１０円２９銭

7　使用電力量の計量

(1)　使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。この場合，

それぞれの使用電力量の計量は，供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお，計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。この場合，計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

⑵　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，供給約款25（使用電力量の計量）⑹の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに⑴に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

８　契　約　期　間

⑴　契約期間は，４月１日または需給契約の変更にかかる料金適用開始の日からその日が属する年度（４月１日から翌年の３月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

⑵　契約期間満了の日の１か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は，お客さまの契約期間をさらに１年間延伸するものとし，以後もこの例によるものといたします。この場合，当社は，契約期間についてお客さまにお知らせいたします。

⑶　契約期間満了に先だって，原則として供給約款の従量電灯に需給契約を変更することはできません。

９　そ　の　他

⑴　需給契約の内容に変更がある場合は，当社は，変更内容についてお客

さまにお知らせいたします。

⑵　その他の事項については，供給約款の従量電灯Ｃにかかわる規定を準用するものといたします。

⑶　この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ　実　施　細　目

１　契　約　容　量

⑴　別表３（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は，本則４（契約容量）にかかわらず，契約容量は，原則として，次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は，イによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

　　イによってえた値＋ロによってえた値×0.1

イ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として供給約款の従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

⑵　お客さまの希望により当社の電流制限器等を取り付ける場合は，契約容量は，原則として，電流制限器等の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力（キロボルトアンペア）}=\frac{\text{制限される電流（アンペア）または電流制限器等の定格電流（アンペア）}}{}\times 100\text{ボルト}\times\frac{1}{1,000}$$

　なお，電流制限器等とは，供給約款16（従量電灯）⑴ハ㈺および⑵ハ㈺における電流制限器等をいいます。

⑶　夜間蓄熱型機器を使用される場合で，お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社の電流制限器等を取り付けるときは，⑴イの値は，⑵に準じて算定いたします。

２　夜間蓄熱型機器にかかわる取扱い

⑴　夜間蓄熱型機器とは，別表３（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

⑵　別表３（夜間蓄熱型機器）⑴の「主として夜間時間に通電する機能」

とは，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　実施細目３（使用電力量の計量）(1)の場合で，当社が夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

(3)　夜間蓄熱型機器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

(4)　当社は，別表３（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

３　使用電力量の計量

(1)　技術上，経済上やむをえない場合は，夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱型機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また，当社は，夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

　なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

(2)　(1)の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。

(3)　(1)の場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに本則７（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえ

た値といたします。

⑷　供給約款26（料金の算定）⑴イまたはロに準じて日割計算をする場合で，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれるときは，料金計算上区分すべき期間における料金に変更のあった日の前後の日数に契約容量を乗じた値の比率によってあん分してえた値を，それぞれの期間の使用電力量といたします。なお，計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され，遠隔検針により確認できる場合は，その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

４　そ　　の　　他

⑴　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款56（計量器等の取付け）⑴にいう区分装置として取り扱うものといたします。

⑵　供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｃに準じて取り扱うものといたします。

附　　　　　　　則

１　実　施　期　日

この選択約款は，平成28年４月１日から実施いたします。

２　５時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

⑴　この選択約款実施の際現に旧選択約款附則２（５時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱型機器について，当社は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「５時間通電機器」といいます。）

なお，当社は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

⑵　⑴の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに本則７（使用電力量の計量）⑴により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

別　　　　　　　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第16条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措

置法第17条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第３項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

２　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1490

β ＝0.2575

γ ＝0.7179

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33{,}500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回り，かつ，50,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33{,}500\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ハ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が50,300円を上回る場合

平均燃料価格は，50,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (50{,}300\text{円} - 33{,}500\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭6厘

(3)　燃料費調整単価等の掲示

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当た

りの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

３　夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは，次のいずれにも該当するものをいいます。

(1)　主として夜間時間に通電する機能を有すること。

(2)　(1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。